

先進地視察研修報告

11月8日～10日



【旭川市農業委員会 滝川市農業委員会】

農地の利用集積・集約化の先進地として、旭川市農業委員会及び滝川市農業委員会と意見交換をしてきました。旭川市の遊休農地率は0.0066%、農地集積率は89.97%、滝川市の遊休農地率は0%、農地集積率は88.4%と、ともに高い水準で農地を活用していることから、両農業委員会とも農地利用最適化に関して先進的な活動を行っていると言えます。

両市を訪問して気づいたことは、農業委員と事務局が密接して活動していることです。定期的な会議や活動の場以外でもこまめに連絡を取っており、地域の状況や課題をいち早く共有することができています。このことが、遊休農地の発生防止や担い手への農地の集約に直結しているのだと感じました。

また、旭川市では「農地相談所」、滝川市では「滝川農業塾」というまち独自の事業を展開しています。「農地相談所」では、農業委員会が出張で地域に出向き、賃貸借の更新等の手続きに当たってくれ、10月から4月にかけて実施しています。賃貸借の契約を行う場とは言え、実際に地域に出向くことで、地元の悩みや相談も聞きやすい場になっているのだろうと感じました。

「滝川農業塾」に関しては、農政課が所管している担い手育成の事業で、農業経験の浅い農業後継者等が農業大学校や花・野菜技術センターなどで本格的な講習を受けたり、先進地研修等現場視察などを行い、担い手として活躍してもらえる人材を育成するものとなっています。農業委員会が直接関わることはないそうですが、農業委員が講師となったり、意見交換を行い、若手との今後の農地や地域の実情などの情報交換や課題の共有等を図ることで、農地の流動化にもつながるのかなと感じました。

北斗市では、3月末で現在の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が満了となり、4月から新委員の体制となります。旭川市や滝川市の農業は北斗市とは営農類型や体系が違うものの、農業委員会の活動自体に大きな差があるとは思いません。意見交換の中で参考にすべき点はいくつもあり、今回学んだことを次期体制の農業委員会でもより一層反映させ、農地の集積・集約、そして遊休農地の解消等に邁進していきたいと思います。



北斗市農業委員会だより

編集発行
北斗市
農業委員会
☎(77)
8811

農業委員会 会長挨拶

会長
和田勝雄



「農業委員会だより」の発行にあたり一言御挨拶を申し上げます。皆様方におかれましては、日頃より農業委員会活動に対しまして深い御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスにより、皆様の生活や行動、経済状況などが大きく変わったことと存じます。

北斗市農業委員会においても感染防止に努めながら、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止や解消」、農地パトロールや農地相談の実施等に引き続き取り組んで参ります。

終わりの見えないコロナ対策や少子高齢化、後継者不足など課題は山積しておりますが、私も農業委員及び農地利用最適化推進委員一同、農地の番人として、また地域の良き相談役として、皆様方の御期待に応えられるよう、邁進して参ります。

4月以降は新体制となりますが、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。発行の御挨拶といたします。

編集委員

吉田 勝幸
時田 孝喜
鹿角 昭夫
山田 長政
高橋 俊博
柘澤 健一
加藤美智子



令和4年度総会などの日程が決まりました。

| 北斗市農業委員会総会開催日 | | 議案締切日 | 現況調査日 | 現況締切日 | 農地相談日 | 農地巡回指導日 |
|---------------|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 第1回 | 令和4年 4月 1日 (金) | | | | | |
| 第2回 | 令和4年 4月27日 (水) | 4月15日 (金) | 4月13日 (水) | 4月 6日 (水) | 4月15日 (金) | 4月18日 (月) |
| 第3回 | 令和4年 5月26日 (木) | 5月13日 (金) | 5月18日 (水) | 5月11日 (水) | 5月13日 (金) | 5月16日 (月) |
| 第4回 | 令和4年 6月29日 (水) | 6月15日 (水) | 6月14日 (火) | 6月 8日 (水) | 6月15日 (水) | 6月16日 (木) |
| 第5回 | 令和4年 7月28日 (木) | 7月15日 (金) | 7月13日 (水) | 7月 6日 (水) | 7月15日 (金) | 7月19日 (火) |
| 第6回 | 令和4年 8月25日 (木) | 8月15日 (月) | 8月10日 (水) | 8月 3日 (水) | 8月15日 (月) | 8月16日 (火) |
| 第7回 | 令和4年 9月29日 (木) | 9月15日 (木) | 9月14日 (水) | 9月 7日 (水) | 9月15日 (木) | 9月16日 (金) |
| 第8回 | 令和4年10月27日 (木) | 10月14日 (金) | 10月12日 (水) | 10月 5日 (水) | 10月14日 (金) | 10月17日 (月) |
| 第9回 | 令和4年11月24日 (木) | 11月15日 (火) | 11月16日 (水) | 11月 9日 (水) | 11月15日 (火) | 11月16日 (水) |
| 第10回 | 令和4年12月22日 (木) | 12月 9日 (金) | 12月 5日 (月) | 12月 1日 (木) | 12月 9日 (金) | |
| 第11回 | 令和5年 1月26日 (木) | 1月13日 (金) | 1月18日 (水) | 1月11日 (水) | 1月13日 (金) | |
| 第12回 | 令和5年 2月27日 (月) | 2月15日 (水) | 2月15日 (水) | 2月 8日 (水) | 2月15日 (水) | |
| 第13回 | 令和5年 3月30日 (木) | 3月15日 (水) | 3月15日 (水) | 3月 8日 (水) | 3月15日 (水) | |

農地の権利を移動したり、転用する場合など、農業委員会の許可（届出）を必要とする場合があります。

○農地の売買、賃貸借、使用貸借、転用の許可申請は**議案締切日までに提出ください。**

○非農地の証明や農地の証明の発行を希望する場合、**現況締切日までに証明願書を提出ください。**その後、農業委員が現地を確認します。

《令和3年1月から12月までに総会において可決等された件数》

| 内 容 | 農地法 | | 農業経営基盤強化促進法 | 合 計 |
|--------|--------|--------|-------------|-----|
| | 許可(専決) | 届出(報告) | | |
| 売 買 | 9 | | 45 | 54 |
| 賃貸借 | 10 | | 164 | 174 |
| 使用貸借 | 9 | | 26 | 35 |
| 贈 与 | 3 | | | 3 |
| 相 続 | | 37 | | 37 |
| 転 用 | 4 | 3 | | 7 |
| あっせん申出 | 33 | 14 | | 47 |
| その他 | 101 | | | 101 |
| 合 計 | 169 | 54 | 235 | 458 |

農地相談

農地を売りたい、買いたい、貸したい、借りたい、農地の転用など、農地に関する相続について農業委員・農地利用最適化推進委員が対応します。お気軽にお越しください。

会場：北斗市総合分庁舎1階 会議室
時間：9：00～16：00

農業者年金に加入しませんか？

特徴1 少子高齢化に強い！安定した年金額

・支払った保険料とその運用益をもとに年金額が決まる「積立方式」を採用しています。(元本保証です)

特徴2 終身年金＋死亡一時金の保証！

・年金は生涯支給されます。
・80歳までに亡くなった場合は、80歳までに受け取るはずだった年金相当額が遺族に支給されます。

特徴3 保険料の額が自由に設定できる！

・月額20,000円～67,000円の間で自由に設定でき、いつでも保険料の変更が可能です。
※35歳未満で一定の条件を満たす方は月額10,000円から設定できます。

特徴4 公的年金ならではの！税制面の優遇措置

・納めた保険料は、全額が所得税・住民税の社会保険料控除対象となります。

特徴5 担い手には手厚い国庫補助も！

・認定農業者等の担い手は、最大5割の保険料国庫補助を受けられます。
・保険料は自己負担分と国庫補助分を合わせて月額20,000円と固定です。
※国庫補助は、①保険料納付期間が20年以上、②農業所得が900万円以下の両方を満たす必要があります。

お気軽に
お問い合わせ
ください！

